

地域支え合い生活支援補助金

住民主体で生活支援などの支え合い活動を行う団体に対し必要な経費を補助します。

対 NPO法人、ボランティア団体、任意の市民活動団体など

補助金額／①生活支援…上限10万円 ②生活支援(車両活用)…上限20万円 ③通いの場・居場所づくり(①か②と一体的に実施する場合)…開催月毎に2,500円加算

申 問 3月31日までに高齢者支援課 ☎ 427・9715

※くわしくは市ホームページを確認してください。



婚活や結婚する若い世代を応援

●婚活を応援します! 婚活支援補助金

内 県が設置する「ひょうご出会いサポートセンター」の有料会員「はばタン会員」の登録・更新料を補助

対 ①～④にすべて当てはまる人 ①令和8年4月1日～令和9年3月31日に登録料・更新料を支払っている ②市内に住民登録がある ③未婚の20～39歳 ④市税を滞納していない

申 問 6月1日～令和9年3月31日に市ホームページかこども政策課 ☎ 427・9397



●結婚を応援します! 結婚新生活支援補助金

内 結婚を機に新たに居住する住宅の取得・賃借・リフォーム・引っ越し費用の一部を補助

補助金額／最大60万円 ※令和8年4月1日～令和9年3月31日に支払った費用が対象。

対 ①～⑦にすべて当てはまる夫婦 ①令和8年1月1日～令和9年3月31日に結婚した ②夫婦とも市内に住民登録があり、少なくとも1人が新居の住所地に住民登録をしている ③婚姻日時点の年齢が夫婦とも39歳以下 ④令和7年中の夫婦の合計所得(合算)が500万円未満 ⑤過去に同じ補助金の交付を受けたことがない ⑥夫婦とも市税の滞納がない ⑦申請から2年以上市内に居住する意思がある

申 問 6月1日～令和9年3月31日にこども政策課 ☎ 427・9397

※くわしくは市ホームページを確認してください。



こども誰でも通園制度が始まりました

普段、保育所などに通っていない家庭のこどもを対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、保育所・認定こども園などで保育を行います。

場 保育所・認定こども園のうち実施園 利用時間／こども1人あたり月10時間まで

対 ①～③のすべてに当てはまるこども ①市内在住 ②利用日時点で0歳6カ月～満3歳未満 ③保育所・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育施設に在籍していない

申 こども家庭庁専用ホームページ

問 幼児保育課 ☎ 427・9213

※くわしくは市ホームページを確認してください。



ふるさと加古川にふれてみませんか

●6月15日は「ふるさとの日」

今から76年前の昭和25年6月15日、加古郡加古川町、神野村、野口村、平岡村、尾上村の1町4村が合併し、加古川市は誕生しました。皆さんは、加古川の歴史を、どのくらい知っていますか。はるか太古の昔から人々が生活を営んできた加古川の地は、時に歴史上の重要な舞台となり、さまざまな名所、遺跡が残されています。「ふるさとの日」を機会に、郷土の歴史や先人たちの偉業に触れてみてはいかがでしょうか。

問 総務課 ☎ 427・9135

●「加古川市史」を発売中

加古川地方の歴史、古代の地形や古墳群など、市内外で集められた貴重な資料や地図などを掲載しています。本編9冊、史料編4冊で、1冊から購入できます。

問 総務課 ☎ 427・9133



「かがわオンライン申請システム」でできる手続きはこちらから

